四　前二号の規定により空中写真の上に表示された分布界線を最新の地形図に転記し、かつ、別表第五に定める記号に従い必要な事項を表示する。

第十四条第三項を削り、同条第四項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「磯（いそ）」を「磯」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「谷底平野、扇状地及び三角州」を「扇状地、谷底低地、氾濫原低地、三角州、自然堤防及び旧河道」に、「洪水時（こうずいじ）」を「洪水時」に改め、同号を同項第三号とし、同項中第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　台地については、既存の各種資料を参考とし、更新世段丘及び完新世段丘に推定分類すること。

第十四条を第十五条とし、第二章中同条の次に次の一条を加える。

（自然地形分類予察図の作成）

第十六条　自然地形分類予察図は、自然地形の性状及びその分布の状態を表示するように作成するものとする。

2　自然地形分類予察図は、次のとおり作成するものとする。

一　前条第二項第一号の人工改変地の区域の範囲内の土地について、人工改変を受ける前に作成された空中写真がある場合は、当該空中写真を判読して自然地形分類を行つた上で分布界線を当該空中写真の上に表示し、人工改変を受ける前に作成された空中写真がない場合は、既存の各種資料及び最新の空中写真を参考とし周辺の地形から自然地形の推定分類を行つた上で分布界線を最新の空中写真の上に表示する。

二　前号の規定により空中写真の上に表示された分布界線を最新の地形図に転記し、かつ、別表第五に定める記号に従い必要な事項を表示する。

3　自然地形分類予察図を作成する場合には、前条第三項に掲げる事項に留意するほか、自然地形の推定分類を行うに当たつては、周辺の地形との整合性の確保を図るものとする。

第十三条を第十四条とする。

第十二条第三項中「但し」を「ただし」に改め、同条を第十三条とする。

第十一条中「あたつて」を「当たつて」に改め、同条を第十二条とする。

第十条の見出し中「しゆう集」を「収集」に改め、同条中「第四条第二項」を「第五条第二項」に、「しゆう集し、且つ」を「収集し、かつ」に改め、同条を第十一条とする。

第九条中「基いて」を「基づいて」に、「且つ」を「かつ」に改め、第一章中同条を第十条とする。

第八条中「別表五」を「別表第三」に、「別表六」を「別表第四」に、「地形分類予察図及び地形分類図における地形の分類の表示は別表七」を「地形分類予察図及び地形分類図並びに自然地形分類予察図及び自然地形分類図における地形及び表面物質の表示は別表第五」に改め、同条に次の一項を加える。

2　前項の地図の整飾事項の表示は、別表第六に定める方法によるものとする。

第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条第一項中「左の各号に」を「次に」に改め、「地図」の下に「の全部又は一部」を加え、同項に次の一号を加える。

五　自然地形分類図　縮尺五万分の一

第六条を第七条とする。

第五条中「補正並びに資料のしゆう集」を「必要な資料の収集」に改め、同条を第六条とする。

第四条第一項中「測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二十七条第二項の規定により国土交通大臣の刊行した五万分の一地形図（以下「地形図」という。）」を「縮尺五万分の一の地形図」に、「左の各号に」を「次に」に改め、「地図」の下に「の全部又は一部」を加え、同項に次の一号を加える。

四　自然地形分類予察図　縮尺五万分の一

第四条第二項中「土じよう」を「土壌」に改め、同条を第五条とする。

第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

（定義）

第三条　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　人工改変　切土、盛土、埋立て、干拓その他の地形を人為的に改変する行為をいう。

二　人工改変地　人工改変を受けた土地をいう。

三　人工地形分類　人工改変地の地形を別表第一に定めるところにより分類することをいう。

四　自然地形　人工改変地においては人工改変を受ける前の地形を、人工改変地以外の土地においては調査時点の地形をいう。

五　自然地形分類　自然地形を別表第二に定めるところにより分類することをいう。

別表一から別表八までを次のように改める。

別表第一

人工地形分類	定義
切土地	切土により生じた人工改変地（切り盛り平坦地を除く。）
盛土地	盛土により生じた人工改変地（切り盛り平坦地を除く。）
切り盛り平坦地	山地丘陵地において、切土又は盛土により平坦にした人工改変地
埋立地	水面又は干潟の埋立てにより生じた人工改変地
干拓地	水面又は干潟を堤防で仕切り、排水して生じた人工改変地
その他の人工改変地	前五分類以外の人工改変地
改変中の地域	人工改変の途中の地域

別表第二

自然地形分類		定義
大分類	小分類	
山地丘陵地	山頂緩斜面	急斜面により囲まれた山頂部の小起伏面又は緩傾斜面
	山腹緩斜面	山腹に付着する階状の緩斜面
	山麓緩斜面	浸食作用によつて生じた山麓部の緩斜面及び火山地における溶岩又は火山岩屑の堆積による山麓部の緩斜面
	急斜面	山地丘陵地における前三分類以外の斜面
台地	岩石台地	平坦な地表を有する台状又は段丘状の地域で、基盤岩が出ているか又は極めて薄く、かつ、軟弱な被覆物質で覆われているもの
	砂礫台地	平坦な地表を有する台状又は段丘状の地域で、厚く、かつ、軟弱な砂礫層からなるもの
	石灰岩台地	石灰岩からなる台状の地域で、石灰岩特有の溶食形を示すもの
	火山灰台地	火山灰砂礫の一次的堆積によつてできた台状又は階段状の地域で、極めて厚い火山灰砂礫からなるもの
地	溶岩台地	溶岩で覆われ、周囲を崖で囲まれた台状の地域
	扇状地	山麓部にあつて、主として砂礫質からなる扇状の堆積地域
	谷底低地	谷底にある細長い平坦地